

事 務 連 絡  
平成 22 年 7 月 30 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局） 御中  
中 核 市  
特 別 区

厚生労働省社会・援護局援護企画課  
中国孤児等対策室

中国残留邦人等の方々への支援給付のしおりの配布の際の留意点等について

中国残留邦人等に対する援護施策については、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律が改正し施行されて、2年が経過し、その間、実施要領等を必要に応じて改正を行ってきたところです。

そこで、「中国残留邦人等の方々への支援給付のしおりの送付について」（平成22年7月30日付け社援企発0730第1号厚生労働省社会・援護局企画課長通知）のとおり、支援策開始以来の改正事項や照会事項等を踏まえ「中国残留邦人等の方々への支援給付のしおり」を改訂しましたので、中国残留邦人等への制度の説明等に御活用いただきますようお願いいたします。

また、今回送付した支援給付のしおりを用いて制度を説明する際の留意点を詳細にまとめた「職員用のしおり（仮称）」を現在作成中ではありますが、取り急ぎ留意いただきたい点を下記のとおりまとめましたので御確認ください。

なお、支援給付のしおりについては、厚生労働省のホームページへ掲載しておりますので、適宜ダウンロードして御活用下さい。

（URL：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/engo/other/0730-1.html>）

おって、各都道府県におかれましては、お手数をお掛けいたしますが、管内の支援給付の実施機関へ転送願います。

記

- 1 裏表紙に実施機関名等を記入して配布すること。
- 2 配布時に被支援者へ記載内容について、支援・相談員あるいは担当職員から口頭で説明すること。
- 3 今後、支援給付決定（変更）通知書を貼付欄に貼付するよう説明すること。また、支給決定（変更）通知書を交付した際には、支援給付費の増減の理由等について説明すること。
- 4 支援給付のしおりについては、それぞれの実施機関で、支援給付制度の適正実施を妨げない範囲内であれば適宜修正等して使用して差し支えないこと。